人生最期までこのまちで暮らす ~地域包括ケアシステムを知る~

第20回

認知症高齢者の 行方不明に対する 取り組み③

行方不明者捜索の際、状況によっては携帯電話の GPS機能を利用したもの等を使用することがありま すが、GPSは対象者のおおよその位置を把握するこ としかできないため、人込みであったり、建物の中に いたりすると詳細な場所までは特定できません。

半田市では、高齢者や家族が地域で安心して暮ら すことができるよう、行方不明者の詳細な場所を特 定できる加藤電機㈱のSANフラワーシステムを導 入し、貸し出しを始めます。



行方不明高齢者捜索機器貸与事業概要



- 平成29年1月4日(水)から(機器の配布は2月上旬頃の予定)
- ■場所 高齢介護課窓口
- ■持ち物 対象者の印鑑(認印で可)
- ※家族やケアマネジャー等、代理の方の申請も可能です。

対象者 (条件)

市内在住の満65歳以上であり、次のいずれかの基準に該当する方

- (1)要介護または要支援の認定を受けた方で、認知症状が出ていると確認される方
- (2)認知症疾患の臨床診断を受けている方
- (3)認知症が疑われ、行方不明になる恐れのある方
- ※(1)(2)に該当する方については、満40~64歳の方も対象となります。
- ※老人ホームやグループホーム等の施設で生活されている方も対象となります。

貸出機器

- ・SANタグ…縦35mm横30mm程度の小さなタグで、位置情報を発信する役目を果 たします。外出時にこれを持っていただきます。
- ・SANレーダー…タグの電波をキャッチし、対象のタグまでの方向と距離を表示しま す。警察署で行方不明捜索届を提出後に一時的に貸し出します。



Q お金はかかるの?

A 無料で貸し出します。通信費もかかりま せんが、1か月程度で電池が切れるた め、充電していただく必要があります。

Q 使い方は?

△ 使い方は簡単です。タグの電源をONに していただき、対象となる方が普段外出 する際に身につけていただきます。

【問合わせ】高齢介護課 ☎84-0644